

## 〈成年〉と〈未成年〉のはじまり

—満20歳という年齢—

はじめに

1. 成年の根拠—戦後
2. 15歳—明治初年
3. 満20歳—太政官第41号布告
4. 満20歳の制度化
5. 民法の制定
  - (1) 一つの成年制度
  - (2) 親の同意

おわりに

### はじめに

今日、成年といえば、言うまでもなく満20歳以上を指す。だが、なぜ20歳なのか、成年とは何かといった問いに答えるのは難しい。もはや、成人になったからといって、かつての村の慣行のように、労働能力が試されるわけではないし、結婚や性的な行為がはじめて認められるようになるわけでもない。衣服や髪型が変わるわけでもないし、若者組、娘組と言った組織に加わるわけでもない。共同体と切り離され、労働能力や性的な能力、社会的な地位や役割と直結しないものとして成立しているのが今日の成人である。成年にともなう様々な習慣や儀式が消滅した結果、何をもって成年とするかという根拠はきわめてあいまいになっている。成年の基準として明らかなのは、今や20歳という年齢だけであり、ともあれ、20歳になればみんな成年となる。

このような抽象化され、一般化された〈成年〉は、一体いつから登場したのか。それを探ってみようと思う。青年に関しては、近年新たな研究が進められているが、成年に関する研究は、民俗学や民法学を除けば、ほとんど見当たらない。ここでは、明治初年以降の法制度の変遷を追う中で、満20歳をもって〈成年〉とする制度が、いつ、どのように誕生したのかを見ていきたい。満20歳成年制は、すんなりと定着してきた訳ではなかった。旧来の慣習に代わる新たな〈成年〉の役割や、〈未成年〉を保護するための新たな制度を創出するという困難を抱え続けてきたのである。

## 1. 成年の根拠—戦後

今日の成年のイメージは漠然とし、抽象化していると述べたが、私たちがいる種の成年イメージを持っているのは確かである。そして、そのイメージは、単に個々人が思い描くイメージではなく、法的な根拠を持っている。20歳になると、選挙権が与えられる、犯罪を犯すと新聞に実名が出る、飲酒や喫煙が法的に認められるようになる。成人になると何が違うのかと聞かれたら、多くの人はこのように答えるだろう。成人になれば、国民の一員として選挙権が与えられるのは当然のことである。成人した以上、犯罪を犯せば、当然大人としての責任を負うべきであると思われは思う。主に選挙権と「少年法」が今日、成年と未成年の区分を生み出している。

では、いつからこうした制度ができたのか。1925（大正14）年に成立した「普通選挙法」は、25歳以上の男子のみに選挙権を与え、以後、戦前を通して変わることはなかった。20歳以上に選挙権が与えられるのは、戦後の選挙法の改正を待たなければならない（1945年「衆議院選挙法」改正、1950年「公職選挙法」制定）。少年法の場合、戦前の少年法（1922、大正11年制定）は、「本法ニ於テ少年ト称スルハ一八歳ニ満タサル者ヲ謂フ」（第1条）と規定していた。少年法が「成人とは、満20歳以上のものをいう」（第2条）と定めたのは、やはり、戦後の改正による（1948年）。つまり、そもそも選挙権は成人に達すれば与えられるといわなくても、また、成年年齢に達したから、通常・一般の刑罰を受けるというわけでもなかった。成人であるということとこれらの制度との間には、必ずしも論理的必然性はなかったのである。私たちが選挙権や少年法と成年を結びつけて考えるようになったのは、戦後の法改正以後のことにすぎなかったのである。

それどころか、おもしろいことに、「成人の日」すら戦後直後は必ずしも20歳を祝う日とは考えられていなかった。「成人の日」は、1948（昭和23）年に成立した「国民の祝日に関する法律」で、新たに国民の祝日となる。この法律は、成人の日を「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いあげます」ためのものとしたが、何歳を成人とするかは書かれていない。この法律の制定に力を尽くした受田新吉代議士の著書『日本の新しい祝日』（翰林書院、1949年）によると、国会で審議した結果、「大体成人としての基準を満一八歳とすることに意見が一致し、実際には地方の慣習を尊重して、適宜に融通性ある措置をとることを可とした」という（80頁）。

ここで18歳が成人の基準とされたのは、主に「児童福祉法」や「労働基準法」による。1947（昭和22）年に成立した児童福祉法第4条は、「この法律で、児童とは、満18歳に満たない者」とし、18歳未満の者を児童福祉施設で保護することを定めている。また、

労働基準法（1947年制定）は、18歳未満の者に対して、労働時間や休日の制限を設けている。若年者の労働の制限と生活の保護・福祉は、18歳が基準となっている。

このように、戦後直後においても、20歳を成年とすることは、必ずしも定着していなかった。だからこそ、この当時、永田菊次郎は、しごくまじめに「祝日に関する法律においても、満20歳に達した者を成人とすべきだと思う」と主張したのである（「民法第3条について」『日本法学』19巻5号、1954年、422頁）。

## 2. 15歳—明治初年

とはいえ、こうした戦後直後の混乱は、戦後になってはじめて20歳を成年とすると決められたから、というわけではない。現行「民法」第3条は、「満二十年ヲ以テ成年トスル」と規定しているが、この現行民法は1896（明治29）年に制定されたものである\*。そして、それより20年も前の1876（明治9）年4月には、すでに「太政官第41号布告」において、「自今満二十年ヲ以テ丁年ト相定候」と明記されていた。同布告は、満20歳を「丁年」、つまり、今日でいう成年と定めたのである。この布告に先立ち、1873（明治6）年2月には、「太政官第36号布告」で、年齢の計算方法が数え年から満年齢へと変更になっており、太政官第41号布告でも満年齢が採用されている。

\*2004（平成16）年に行われた民法の「現代語化」によって（2005年4月施行）、成年規定は次のように変更になった。

旧規定 第3条 満二十年年ヲ以テ成年トスル

新規定 第4条 年齢二十歳をもって、成年とする。

太政官第41号布告が発せられた当時の慣習は、『全国民事慣例類集』からうかがうことができる。同書に記載された慣習は、地方によって異なり、「幼年」の年齢は、15歳から22、3歳まで開きがあるが、同書は「凡ソ十五歳未満ヲ幼年ト称スル事一般ノ通例ナリ」と記している。今日の法制史や民俗学の研究においても、江戸時代はほぼ15歳までが「幼年」と見なされていたと言われている。1876年の太政官布告はこうした地域の差異や慣習を否定し、成年となる時期をおおむね15歳から一気に満20歳へと引き上げることとなった。

しかし、この太政官布告以前は、明治政府も旧来の慣習に基づき、15歳を基準に幼年と丁年を区分していた。1871（明治4）年の「棄児養育米給与方」、1874（明治7）年の「恤<sup>じゆつきゆう</sup>救規則」では、15歳までの者を基準に米の支給を行うとしている。1875（明治8）年5月の「太政官第93号布告」の第35条では、「囚人幼年ニテ、上告ヲ為スノ権利アルコトヲ知ラサルト

キハ、其親族代リテ為メニ上告スルコトヲ得」とし、「幼年」には「十五歳未満ヲ云」と説明書きが付いている。

また、明治政府の最初の刑法とされる「仮刑律」(1868、明治元年)や「新律綱領」(1870、明治3年)、「改定律例」(1873、明治6年)も、15歳をもって刑罰の軽減の基準としていた(守屋克彦『少年の非行と教育』勁草書房、1977年、12～3頁)。もっとも、「改定律例」の「犯罪存留養親条例」第38条は、「凡侍養子孫ト称スルハ。年十六以上。成丁ノ者ヲ謂フ」と規定している。「侍養」というのは、側において世話をするという意味である。この規定は、16歳以上の「成丁」が犯罪を犯した場合、一定の「役」を過ぎれば、その成丁に病身の「祖父母」「父母」の扶養を認めるものだった。ところが、この規定に対して、1874(明治7)年10月、三重県から「一六年以上ヲ成丁トシ以下ヲ未成丁ト称シ候哉」という伺が出される。司法省は翌年4月の指令で、「成丁未成丁ノ区分ハ満一五歳以上以下ヲ謂フ例第三十八条ニ年十六以上成丁ノ者ヲ謂フトハ侍養子孫ノミヲ謂フ」と回答している。改定律例の「成丁」は「侍養子孫」のみを指すものであって、一般には15歳が「成丁」とすると司法省は見なしていたのである。

さらに、幼年戸主に対する後見人の解除も、15歳を基準としていた。1875(明治8)年9月の内務省の伺では、後見人が必要とされる幼年について、「幼年トハ凡是迄旧慣ニ依リ年齢ヲ指シ候ヘハ十五年未満ヲ以差定可然哉ニ候ヘ共於各国粗行ハルル所ノ成丁年度二十一歳ヲ定限トセハ又此年度ヲ以テ則幼少ノ区別ヲ立可然哉」と尋ねている。太政官はこれに対し、同年12月、「幼年ノ儀」は追って「御沙汰」があるとしつつ、後見人については「伺之通」と答えている。内務省もまた、この当時、「旧慣」に基づき15歳までを幼年として理解していたのである。しかし、内務省は同時に、各国では「成丁年度二十一歳ヲ定限」としていると述べており、次に見るように、「旧慣」を排して、西欧諸国の水準と合致する新たな丁年制度を考えていたことが分かる。

### 3. 満20歳一太政官布告

司法省が15歳をもって丁年とするという指令を発した翌年(1876年)、20歳を丁年とする前述の太政官の布告第41号が出される。同布告は、前年11月の内務省からの伺をきっかけとしている。内務省の伺では、天平宝字(22歳を丁)や令義解戸令(21歳)、フランス民法(21歳)、徴兵制などを参照しつつ、「丁年年度二一歳<sup>か</sup>歟二十歳歟十七歳歟<sup>か</sup>発輝ト推究イタシ難」いとする。

法制局はこの伺を受けて、「法制局議按」において、「丁年ノ制一定仰出サレズ候テハ官民共不都合少ナカラス」「幼丁ヲ別ツ早ニ過ル時ハ人ノ子ヲ<sup>そこな</sup>賊フノ患アリ晩ニ過グル時ハ其人ノ独立ト勉強トヲ妨害シ保護ノ道却テ束縛ノ具トナル」という見解を示す。そして、

各国の制度を参照しつつも、「今大宝令二十一為丁ト云ニ基キ満二十歳以上ヲ以テ丁年ト定メ候テ可然哉」として、大宝令に基づいて、21歳、すなわち満で20歳を丁年とするかどうか、元老院に審議するよう求める。

元老院は法制局の指示に基づき、1876年1月14日に審議を行う。元老院の審議では、丁年を「定ル以上ハ人生何歳ニ至レハ何程ノ公権ヲ有シ又何歳ニ至レハ何程ノ義務ヲ尽スヘキノ理ヲ明カニ弁セシムヘシ」というきわめて全うな意見も出されるが（佐々木高行）、ともかく「先ズ一般ノ制ヲ定メサルヘカラス」（陸奥宗光）として、ほとんど議論もなされないまま、満20歳を丁年とすることが決まる。1876年の太政官の布告は、「従来ノ慣習は一顧だにされずに」（高木侃「民法第三条について—その成立経緯—」『関東短期大学紀要』第23集、1978年、86頁）、決定されたのである。

以上のような経緯からすると、太政官布告が20歳を丁年と定めたのは、一見古い律令制度を基にしているように思える。漢和辞典を引くと、「丁」は「壮年の男。唐の制度で、21歳から59歳まで」（『大漢和辞典巻一』大修館書店、1955年、72頁）とある。しかし、この唐に倣った律令制度の「丁」は庸調などの税制や兵役の基準であって、「律令には成年期に関する規定は欠けて」おり、「21歳正丁の制をもって今日の成年制と見なすことはできない」とされる（高木侃前掲論文、84頁）。とすれば、太政官布告は、満20歳という年齢区分自体は律令制を参照しつつも、それとは別の「其人ノ独立ト勉強」や「保護ノ道」を主眼とする新たな成年の制度を創出しようとしたものといえるだろう。

また、内務省からの伺では、徴兵制も参考例として取り上げられている。1870（明治3）年の太政官「徴兵規則」では、第1条において「兵卒年齢二十ヨリ三十ヲ限」とし、1872（明治5）年11月の「徴兵令」では、「徴兵ハ国民ノ甫メテ二十歳ニ至ルヲ徴シ、以テ海陸両軍ニ充タシムル者ナリ」と規定する。徴兵制が早くから20歳を徴兵の基準としていたことがわかる。だが、「常備軍」とは別に「国民軍」が編成されるものとされ、国民軍については、「全国ノ男児十七歳ヨリ四十歳迄ノ者、悉ク兵籍ニ載セ置キ、全国大挙ノ役アルニ方リ均シク隊伍ニ編入シ、以テ管内ノ守衛ニ供スル者ナリ」と規定されている。つまり、一般の国民から徴兵する国民軍は17歳以上であった。それゆえ、内務省は、丁年は17歳かという疑問を発したのである。

しかし、太政官は、徴兵令の規定は「全ク外冠有事ノ事ニ備ル為兵籍ニ取ルノミニテ十七歳ヲ以テ成丁ト為スニ非ルハ不俟論」と見なしている。徴兵令は有事に備えて「兵籍」に登録するだけであり、太政官が創出しようとした丁年の制度は徴兵令とは異なるものだという。そのため、徴兵令では、17歳となる前年11月に届け出を行い、翌年の「成丁簿」に記載されるものとなっていたが、太政官布告によって、「成丁簿」は「国民軍名簿」と名称を変更することとなった。

律令制度や徴兵令が新たな丁年制度とは異なるものであったとすれば、太政官は何を想定して新たな丁年制度を創ろうとしたのだろうか。太政官での審議に際し、法制局が用意した資料に、「各国丁年制度異同表」がある。それには、フランス、ベルギー、アメリカ、オーストリア、イタリア、ロシア、イギリスなどの例が載せられている。これらの国の丁年は21歳から25歳まで幅があるが、太政官はこうした各国の法制を参照して、新たな丁年の制度を創出しようとしたものと思われる。なかでも、先の内務省の伺では、フランス民法を上げており、明治初年から丁年の制度を考案していた民法草案でも、主に参照されたのはフランス民法であった。フランス民法第388条は、「未成年者とはいまだ21歳の年齢を有せざる男女個人をいう」とし、第488条は「成年は21歳の修了において確定する。この年齢をもって、人はすべての民事生活上の行為につき能力を有す」と規定している。

明治初年の民法草案が、主にフランス民法を参照していたことは、以下に示すように、フランス民法の条文（〔 〕の中の数字）が草案中に明記されていることから分かる。明治初年の民法草案のうち、1876年の太政官布告以前の草案については、いずれも21歳を丁年としている。これはおそらくフランス民法をそのまま踏襲したためだろう。前述のように、1873（明治6）年2月に満年齢が採用されるが、これらの条文では満年齢とは明記されていない。

民法第一人事編（1872年）第131条〔488〕 二十一歳以上ヲ以テ丁年トス

皇国民仮規則（1872年）第117条〔388〕 男女ヲ論セス二十一歳ニ至ラサル者ヲ幼年トス

民法口授任申草本一（1872年）第5条 人ノ身分及ヒ能力カハシテ能力ハ各人民ノ分限ヨリ成り立  
ツ者ニシテ 譬<sup>たとえ</sup>ハ人生レテ二十一歳ニナラサレハ買得ルノ権ナキカ如シ

左院民法草案（1873年）第1条〔388〕 男女ヲ論セス二十一歳ニ至ラサル者ヲ幼年トス

だが、太政官布告が出された直後の1876（明治9）年9月に竣草されたいわゆる「明治11年民法草案」は、次のように「満二十歳」を丁年者としている。

第442条 満二十歳ニ至リシ者ヲ以テ丁年者トス此齡ニ至ル者ハ婚姻並ニ養子ノ卷ニ記シタル  
制限ヲ除クノ他ハ全テ民法上ニ関シタル諸件ヲ行フ事ヲ得可シ

これらの草案から、フランス民法の21歳という規定を満年齢に直して、20歳を丁年にしたという断定はすぐには成り立たない。だが、前述した1875年の内務省指令が、各国では「成丁年度二十一歳ヲ定限」としていることからも分かるように、律令制度というよりは、むしろ、フランス民法が新たな丁年制度の重要な基準となっていたものと思われる。

#### 4. 満20歳の制度化

太政官での審議の後、「丁年議案ノ意見書」がまとめられ、関係機関へ上奏される。その意見書は、新たな丁年の制定にともない、修正する必要のある項目を列挙している。それは、先に見た徴兵令の「成丁簿」（「国民軍名簿」に修正）と、改定律令の「侍養子孫」の条項（「成丁ノ者」という文言を削除）、そして、「代人規則」（1873、明治6年、太政官布告第215号）の3つであった。代人規則第1条は、「本人幼年等ニテ其事理ヲ弁シ難キ時ハ其後見人及ヒ親族ノ者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ」とし、「幼年」（年齢の規定なし）に代わって、後見人や親族が商業などの契約・取引を行う「代人」となりうると定めていた。第3条では、「代人」は21歳以上という規定となっていたが、これを満20歳以上に改めることとしたのである。

つまり、新たな丁年の制度によって変化したのは、この3点だけであり、しかも年齢を修正したのは、代人規則のみだった。それゆえ、「丁年議案ノ意見書」は、各国の制度を考究したが、丁年といっても「事ノ何物カヲ論ゼス丁年ヲ問フ者ハ未タ之レ有ラザルナリ」。兵役や婚姻の年齢は別に法律で定められており、「一定ノ丁年ニ由ル者ニ非ス」。本邦においても、「物ニ就キ類ヲ推シテ之ヲ商量セサル可カラス」と述べている。丁年の制度は、太政官の意見書ですら、「事ノ何物カ」がよくわからないと言うのである。したがって、太政官布告は「其主旨明ナラザルナリ男女ノ別ナク公事私事ノ別モナシ男女ヲ問ハス公私ヲ論セス一体ニ皆二十年ヲ以テ丁年ト為シ其以下ノ者ハ悉ク之ヲ幼者ト為シ其所為ハ総テ之ヲ取消スコトヲ得ルモノト為サンカ」という批判が出されるのも当然だったろう（井上敏夫「未丁年者ヲ論ス」『法律雑誌』第291号、1883、明治16年1月18日）。

ともあれ、太政官布告は、丁年に関する「一般ノ制」を定めたが、その「一般ノ制」は、当初、具体的な法的根拠をほとんど伴わないものだった。実際、後見人制度では、太政官布告以後も、15歳を基準に後見人を解除するという旧来の慣習は維持された。1876（明治9）年6月に、兵庫県は、20歳を丁年とすると定められたが、後見人が必要とされる「幼少」とは何歳かという伺を出している。これに対し、内務省は翌年2月、「丁年ニ至ラサルモノヲ幼年ト可心得候事」、つまり満20歳未満を幼年としつつも、「但満一五歳以上親戚ノ見込

評議ニテ後見ヲ免レ候義ハ適宜不苦事」と回答している。丁年年齢の引き上げが、後見制度と成年と間にズレを生み出すこととなった。

だが、その後、徐々に、満20歳を基準とした法律が作られるようになる。1880(明治13)年に制定された「旧刑法」は、12歳以上16歳未満を「相対的責任無能力者」とし、16歳以上20歳未満には責任能力を認めた(守屋克彦前掲書、23頁)。そして、罪を犯したとき16歳以上20歳未満の者については、「其罪ヲ宥恕<sup>ゆうじょ</sup>シテ本刑ニ一等ヲ減ス」(第81条)とした。罪を「宥恕」、すなわち、大目に見るというのである。15歳を刑の減刑の上限としたかつての改定律例からすると、旧刑法は5年ほどその年限を引き上げることとなった(ただし、1908年制定の「刑法」は、「絶対的責任無能力者」を12歳未満から14歳未満に引き上げるとともに、14歳以上の者に対する宥恕を廃止した)。また、刑法第79条、80条および「監獄則」(1881年)第19条は、16歳未満の犯罪者などを20歳まで、大人と区別して「懲治場」に収容することとした。

さらに、刑事訴訟手続き法である「治罪法」の成立(1880年)にともない、1881年11月、元老院で「治罪法ニ於テ無能力者民事担当人法律ニ定メタル代人ト称スル者布告案」が審議された。その結果、「未丁年者」は「無能力者」とされ、「未丁年者ノ父若クハ母又ハ親族後見人」が「法律ニ定メタル代人」に、そして、「未丁年者ノ父若クハ母又ハ親族ニシテ監督ヲ為ス者」が「民事担当人」になることが決められた(同年12月布告)。父もしくは母、父母がいない場合は親族後見人が、未丁年者の代人として、「告訴」や「私訴」を行うことになった(治罪法第98条、112条)。

このように、父母が主要な代人として位置づけられたのは、「父母其ノ子弟を教育スルハ法律上ノ義務ニアラスシテ天然自然ノ法ナリ故ニ父母ノ教育至ラサルヨリシテ子弟他人ヲ損害セハ父母之ヲ代償スルハ当然ノ義務ナリ」(清浦奎吾)と考えられたからである。父母が子を教育するのは、「法律上ノ義務」ではなく、「天然自然ノ法」であり、未丁年者が行なった損害行為は、そうした父母の教育の結果と見なされている。それは、子どもを教育する親の義務が、まだ法律上に規定されていなかったためであるが、親の教育責任が、この時期、「天然自然ノ法」として捉えられていた点は興味深い。未丁年者を保護する父母の「天然自然ノ法」が、法律上の義務として明記されるのは、後述するように、明治民法の制定によってである。

## 5. 民法の制定

### (1) 一つの成年制度

太政官第41号布告によって成立した満20歳丁年制は、民法の制定によって整備されることになる。明治以降、最初に制定された民法である「民法人事編」(「旧民法」)の「第一草

案」(1888年)以後、「丁年」に代わって「成年」という語が用いられるようになり、成立した旧民法(1890、明治23年制定。ただし、施行延期)第3条は、「私権ノ行使ニ関スル成年ハ満二十年トス但法律ニ特別ノ規程アルトキハ此限ニ在ラス」と規定した。

この条文について、起草委員である熊野敏三と岸本辰雄は次のように説明している。「何人ト謂モ相当ノ年齢ニ至ラサレハ其財産ヲ管理シ他人ト契約スル十分ノ能力ヲ有ス可カラサルハ言ヲ俟タス然レトモ各人ノ知識発達ノ度ニ從ヒ一々<sup>せんまぐ</sup>穿鑿シテ其成年ヲ定ムル能ハサルヲ以テ法律上一定ノ年齢ヲ定メサル可ラス」「我民法ハ満二十年ヲ以テ成年ト定メタリ是レ現行法ニ依リタルモノニシテ我国ノ風土氣候ニ照シテ相当ノ年齢ナルヘシ」「尤モ満二十年ハ一般ノ成年ニシテ或ル場合ニ於テハ特別ノ規程ヲ設クルコトナキニアラス例ヘハ婚姻及ビ遺言ハ二十年未満ノ者ト謂モ自ラ之ヲ為スヲ得ルカ如シ」(『民法正義』新法註釈会、1891、明治24年、15-16頁)。

旧民法が満20歳を成年としたのは、現行法、つまり、太政官第41号布告に従ったためであるとされるが、それ以上の説明は見あたらない。また、民法上の成年規定は、財産管理や契約といった私権の行使に限定され、しかも、婚姻や遺言など、特別の規程がある場合は、この規定は効力を失うことになる。

1896(明治29)年制定の「民法第一編総則」(「明治民法」)第3条も、旧民法を引き継ぎ、「満二十年ヲ以テ成年トス」と定めた。この条文は「第9回民法主査委員会」(1893、明治26年9月29日)および「第4回法典調査会民法總會」(同年10月27日)で審議されるが、満20歳という年齢については、起草者の梅謙次郎が一度、「日本人ノヤウナ寿命ノ短イ所デハ是ガ適当ト思ヒマス」と述べただけで、議論は全く無かった。満20歳という成年年齢はもはや動かしがたいものだったのである。議論のほとんどは、起草委員案にあった「但法令ニ特別ノ規程アルモノハ此限ニ在ラス」という但書をめぐってであった。主査委員では起草委員案通り可決されたが、法典調査会で再度議論となり、但書は結局削除されることが決まった。

なぜ、但書が議論になったのか。細かな法律論をのぞけば、それは「一般ノ成年」をいかに創り出すかという問題だったのである。起草委員の梅謙次郎は、但書があることによって、「婚姻ノ成年」など「二十年ヨリ外ニ色々ナ成年ガ出来ルデアロウト思ヒマス」と述べる。それは単に現実的な必要性というだけでなく、「民法ニ書イテアル以外ノ事」を「許スト云フトキニハ、<sup>いやしく</sup>苟モ此但書キガ無イト出来ル事モ出来ヌヨウニナツテ来ル」からであった。梅謙次郎は、法律や勅令で様々な成年制度をつくる余地を残すことによって、満20歳以下の者が法的な行為を行う可能性を広げることを主に意図していたものと思われる。

これに対し、横田国臣や末松謙澄、土方寧らは、但書きの削除を要求した。末松謙澄は、犯罪や婚姻といった年齢制限の規定では、それを「一々成年ト言ハズニハ及ブマイト思ヒマス」とし、たとえ学問上でそれらを成年と言うとしても、「一般ノ成年ト言フノハ夫レト

ハ違ウ、成年ト言フモノハ二十ナラバ二十ニ極メルト云フノdeal」と主張した。末松謙澄らは、但書きがあることによって様々な成年が創り出され、その結果、「一般ノ成年」制度が形骸化することを危惧していたのである。

## (2) 親権者の同意

続く第4条は、以下のように、未成年者の法律行為について、法定代理人の同意を得ることを定めた。但し、未成年者が不動産や動産の贈与を受けるなど、「単ニ権利ヲ得又ハ債務ヲ免カルヘキ行為」については、親権者の同意は必要ではなく、未成年がそうした行為を行なった場合には、同意がなくても取消することができないものとした。ここで法定代理人というのは、親権者のことであり、親権者のいない場合は後見人を言う。第4条は、結局、起草委員案に若干の字句の訂正を加えたのみで成案となった。

第4条 未成年者カ法律行為ヲ為スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

但単ニ権利ヲ得又ハ債務ヲ免カルヘキ行為ハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得

第4条の審議では、やはり但書を削除または修正する意見が多く出された。起草委員案に対して、横田国男は、「法律上ノ代理人ハ何時デモ其幼者ノ為ニ利益ヲ図ルモノdealカラ、利益ヲ得ヤウトスルナラバ夫レヲ取消シサヘスレバ宜シイノdeal」として、未成年者が権利を得るような行為についても、親権者が取消することが出来るようにすべきであると述べた。村田保も、「利益ニナル事ハ親ニ謀ラヌデモ自分デ勝手ニ出来ルト云フ事ニスルノハ甚ダ不都合ト思ヒマス」と主張した。

さらに、磯部四郎は、但書の削除を求めるとともに、「未成年者ハ法律上ノ行為ニ付キ常ニ法律上ノ代理人ニ代表セラル然レトモ予メ其同意ヲ得テ自ラ為スヲ妨ケス但右代理人ノ権限内ノ行為ニ限ル」という修正案を提出した。それは、主に「物ヲ貰フトカ或ハ証文ヲ卷イテ貰ウト云フ様ナ約束ハ勝手ニシテモ宜シイゾト云フノデハ峻<sup>こ</sup>ハスニ利ヲ以テシテ幼者ヲ不道德ニ導イテ幼者ノ名誉ヲ害スル様ナ事ガ出テ来ルト思ヒマス」という理由からだった。

梅謙次郎は、この磯部四郎の修正案に対し、「修正案ニハ未成年者ハ無能力者dealト云フ事ヲ表ニ出シタイト云フ精神ガ見エル様デアリマス」とし、それに対し、「私等ハ矢張り限定能力ト云フ事ヲ表ヘ出シタ方ガ宜シイト思フ何故カト云フニ未成年者ト謂モ全ク無能力デハナイト云フ事ヲ見セテ置ク方ガ宜シイト思フノデアリマス」と主張した。梅は「未成年者ガ同意ヲ得ズニシタ事ハ全ク無効ト云フノデハナクシテ取消ス事ガ出来ルト云フノ

デアルト思ヒマシタカラ何ウシテモ此ハ限定能力ト云フテ宜シイ」と、未成年を「限定無能力者」として位置づけている。

磯部四郎はこの梅の答弁に、次のように反論する。「兎ニ角幼稚ノ人デアルカラ経験ノ積ム迄ハ法律ノカデ相当ノ保護ヲ与ヘナケレバナラヌト云ウノデ未成年者トカ無能力トカ云フ事が出タノデアル」「無能力者ト云フモノハ保護ヲ与ヘル為メニ出来テ居ルノデアルカラ新案（起草委員案—引用者）ノ如クスルノハ保護ノ程度ヲ減ズルト云フ趣意ニ当タリマスカラ私ハ夫レヨリカ矢張り無能力ト云フ事ヲ表ニ出シテ是丈ノ事ハ斯ウ云フ条件ヲ具ヘレバ能力ヲ持ツト云フ事ヲ裏ニ出ス方が宜イト思ヒマス」。磯部は、未成年者や無能力者といった規定は、そもそも「幼稚ノ人」を保護するための制度である以上、親権者の同意のない行為を禁止して、無能力者を保護する必要があると言うのである。だが、結局、磯部の修正案は、賛成少数で否決となる。

以上の審議を通して、未成年のすべての行為を親の同意権の下に置くことによって、未成年者の無能力＝保護を前面に出そうとする磯部らの主張と、同意のいらぬ行為を一部認めることにより、限定能力者としての側面を強調する梅の発想との対立が明らかになり、結果的には、未成年を限定能力者として捉える起草委員案が可決された。

だが、起草委員案、つまり成案は未成年の保護を軽視したわけではない。歴史的な経緯からすると、むしろ逆である。かつての代人規則（1873、明治6年）は、必ずしもすべての幼年に代人（親族及び後見人）が必要と定めたのではなく、また、民法制定以前の後見人制度が幼年戸主のための制度であったことからすれば、明治民法は、はじめてすべての未成年に対して、法的行為を行なう場合、親権者または後見人の同意を求める制度を創出したのである。明治民法はまた、法定代理人が処分することを認めた財産は未成年が処分することができるとし（第5条）、さらに、法定代理人から営業を許可された未成年は、成年と同様に営業を行なうことができるといった規定を設けたが（第6条）、未成年に自由な行為を一定程度認めたこのような規定も、一面では、未成年に対する親の同意や許可を行き渡らせるものでもあった。明治民法が定めた未成年者を保護する制度とは、親権者や後見人の同意を不可欠なものとすることによって、未成年者を親の保護下に置く制度だったのである。

だが、このことは、単に親の権限を強化したものとは言えない。「民法親族編」（1898、明治31年制定・施行）第879条は、「親権ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ為ス権利ヲ有シ義務ヲ負フ」と規定し、親権の効力は懲戒権を除いて未成年に対するものとした。また、後見人制度も、同法第900条により、親権者のいない未成年を保護するための制度へと改変された。つまり、明治民法は、すべての子どもを親権者または後見人の保護と教育の下に置いただけでなく、親権の効力を未成年に限定し、未成年の保護と教育のた

めの権限として限界づけるものでもあった（「〈親権〉の成立」日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報』第1号、1994年、八千代出版、参照）。

## おわりに

満20歳を成年とする新たな制度は、1876年の太政官第41号布告によって始まった。今日の漠然とした成年のイメージは、とにかく「一般ノ制」を創り出そうとしたこの布告に端を発している。この太政官布告は、ほとんど具体的な制度の裏付けのないままに、ほぼ15歳をもって成年とする旧来の慣習を修正し、満20歳まで成年の時期を引き伸ばした。そのため、満20歳を基準とした法律を新たに創り出さなくてはならなくなった。

1896年に成立した明治民法一般編は、改めて成年と未成年の制度を整備・確立した。成年を満20歳と定めた第3条の審議では、法律や勅令によって、民法の規定とは異なる様々な年齢の成年を創り出すことを認めるかどうか議論となった。起草委員案は、多様な成年を認めることによって、20歳未満でも能力が認められる可能性を拓こうとしたのに対し、結局、但書を削除することによって、満20歳という一つの成年制度を確立することが多数の支持を得た。この議論は、満20歳までの期間をどのようなものとして捉え、位置づけるかという問題でもあっただろう。第4条の審議過程では、限定能力者として一定の裁量権を未成年に与えるという起草委員の発想と、20歳未満の未成年者を無能力とすることによって、親による十分な保護と管理を行なうべきだとする主張との違いが顕在化した。第4条は起草委員案がそのまま可決されたが、限定能力者という法概念自体が、20歳への成年年齢の延長が生み出した未成年の位置づけの難しさを表している。

明治民法第1編は、かくして、未成年を全くの無能力者としてではなく、限られた範囲で裁量権を持つ限定能力者と見なしたが、同時に、すべての未成年が法的行為を行なう場合、親権者または後見人の同意を必要とする制度をはじめ創出した。明治民法親族編（1898年）もまた、かつて「天然自然ノ法」と言われた親の教育義務を法律上に明記し、未成年者の保護と教育を親のみが有する権利・義務として規定した。明治民法は、親権者・後見人の同意や許可を不可欠なものとすることによって、すべての未成年者を親の保護・監督下に置く制度を実現したのである。その後制定された「未成年者喫煙禁止法」（1900、明治33年）や、「未成年者飲酒禁止法」（1936、大正11年）が、まず親権者に未成年者の監督責任を負わせていることから分かるように、未成年者を保護する制度は、子どもを保護・教育する親の制度化でもあった。

このように、明治民法は、私法という枠内ではあるが、満20歳までの期間、子どもを親の保護の下に置く新たな成年・未成年の「一般ノ制」を実現しようとするものだった。そのため、成年は一般に満20歳以上と見なされるようになるが、実際には、その後、様々な

年齢を基準とした子どもに関する法律が制定されていく。「工場法」(1911、明治44年)は15歳未満の者の労働に制限を設け、「工場労働者最低年齢法」(1922、大正12年)は14歳未満の者を工場で使用することを原則的に禁止した。「救護法」(1929、昭和4年)と「母子保護法」(1937、昭和12年)は13歳以下を扶助の対象とし、「少年法」(1922、大正11年)は18歳未満を「少年」、「少年教護法」(1933、昭和8年)は14歳未満を「少年」としたのである。戦前の法制度が、いかに様々な年齢区分を設けたかは、堀口寿『年齢と権利』(1930年。復刻版、久山社、1995年)に詳しい。同書は、誕生から老人に達するまで、各年齢ごとに決められている種々の法規を紹介している。

戦前に設けられたこうした様々な年齢の線引きが、戦後においてもなお20歳を成年と見なすことに、多少の躊躇と混乱を生じさせた一因と言えるだろう。だが、一般に20歳までを未成年としてくくりつつも、それとは別に様々な年齢階梯を設けたのは、単に新たな成年の制度が定着、確立していなかったからとは言えない。20世紀は子どもの発達や教育を年齢によって区分し、スケジュール化することによって、年齢階梯による子どもの集団化・組織化が進行した時代だと指摘されているが(H.P.チュダコフ『年齢意識の社会学』法政大学出版1994年)、法律上の様々な年齢の区分は、そうした細分化した子どもに関する年齢規範の反映でもある。

#### ◆ 参考資料 ◆

以下の文献に収録された資料を参照した(主として使用順)。

我妻栄編『旧法令集』有斐閣、1968年。

児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上巻』ドメス出版、1978年。

堀内節『明治前期身分法大全 第4巻親族総編I』中央大学出版部、1981年。

石井良助他改題『明治文化全集 第9巻法律編』復刻版日本評論社、1992年。

外岡茂十郎編『明治前期家族法資料 第1巻第1冊』早稲田大学、1967年。

同『明治前期家族法資料 第2巻第1冊』1968年

明治法制経済史研究会編『元老院会議筆記前期第1巻』元老院会議筆記刊行会、1965年。

同『元老院会議筆記前期第10巻』1964年

由井正臣他校注『日本近代史体系4 軍隊 兵士』岩波書店、1989年。

谷口知平『現代外国法典叢書(14) 仏蘭西民法〔I〕 人事法』復刻版有斐閣、1956年。

湯沢雍彦編『日本婦人問題資料集成 第5巻家族制度』ドメス出版、1967年。

手塚豊『著作集第7巻 明治民法の研究(上)』慶応通信、1990年。

石井良助『民法典の編纂』創文社、1979年。

福島正夫編『「家」制度の研究 資料篇2』東京大学出版会、1962年。

星野通編『研究彙報第11号 明治11年民法草案』松山経済専門学校商経済研究会、1934年。

法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書12 法典調査会民法総会議事速記録』  
商事法務研究会、1988年。

同『日本近代立法資料叢書13 法典調査会民法主査会議速記録』1988年。

初出：広井多鶴子「〈成年〉のはじまり」群馬女子短期大学『国文研究』28号 2001年

ただし、大幅に加筆訂正した。

文部省科学研究費報告書『近代日本における親と子の制度化過程』（2001.3）に収録。